

Title	ドイツ農民戦争の歴史的意義 (上)
Sub Title	Die historische Bedeutung des deutschen Bauernkrieges
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.3 (1957. 3) ,p.205(57)- 230(82)
JaLC DOI	10.14991/001.19570301-0057
Abstract	
Notes	経済史特集 (第六集)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570301-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

旨の展開が不十分な點は先學の方々の御教示を得て今後改稿の機を
まちたい。

註(一) 前掲拙稿「年貢について」及び「新開と入會」において、
既耕地に對する新開分の増加率と、一筆當りの地積、一人當りの
地積が限界點に達したのは明暦期である事を述べたが、此の事は
明暦以前では農民が族縁協同體の枠内では一本立の公的年貢負擔
者として認められてゐなかつたとしても(寛永十七年檢地帳と名
寄帳の分析に基づく)、いはゆる「しんがい」「ほまち」といふか
たちで自己保有の開墾地を増加し得た事を意味してゐる。それ
故、寛永十七年、萬治二年の名寄帳において、公的年貢負擔者と
して登録されたものゝ保有耕地のうち、新開分の比重が大きかつ
たのであり、農民が自立する過程で、本家からの分與地のほかに
「新開」を自己の經濟的な基盤とした事を物語つてゐる。ところが
が明暦期をすぎると、耕地の増加と刈敷採取のための林野用益の
間の矛盾が激化し、自由な新開は村落共同體の再生産をおびやか
すものとして制限をうける様になる。村落共同體が共同體として
の自己をまもらねばならない段階に至つたのであり、構成員は族
縁協同體の成員として家父長的な支配よりも、村落共同體の仲間
としての規制に服さねばならなくなる。四九頁に擧げた書貫帳但
書の如く、一旦分與した耕地でも取かへし得る様な惣領の権限
は、延寶二年においてなほ十七人の下人下女を使用する家にのみ
行はれたのであつて、此の村の他の家の家父長的支配は寛永期に
はもはや解體の途上にあつたのである。族縁協同體における惣領

以外の血縁者の地位は極めて低く、貢租負擔の公的資格が家父長
の手にある限り、土地保有は耕作權は權利としての強さをもた
ず、家父長から見れば自由な土地處分が行ひ得るし、耕作者から
云へば不安定な關係におかれてゐるのである。かかる段階では農
民が自立する爲には惣領からの分與地よりも、自己の權利を固定
し得る新開の意義が極めて高いものと云はねばならない。この様
に一方には族縁協同體の解體と自立する農民の經濟的基礎の強化
が行はれると同時に、他方村落共同體の成立が見られ、萬治二年
に至つて封建領主に對して公的年貢負擔者としての認證を求め
て名寄帳が作成され、かつ村落共同體内における年貢負擔を明確
ならしめる事になつたのである。萬治二年の名寄帳と割付帳の人
數の喰違ひは、いまだ名寄帳登載者としては無理であつても年貢
負擔には耐へ得る下人の農民の存在を意味してゐる。さて萬治期
に村落共同體の成員と年貢負擔者が一應合致したわけ、ここに
本百姓といふ身分が成立したと云へる。萬治期には族縁協同體は
完全に解體し、近世的な農民の家が確立し、家族と下人(譜代下
人といふよりも奉公人的性格が強くなる)の區別が生じたのであ
る。従つて萬治期以後は分家といふ觀念で家族成員が分出する事
になる。經濟的基礎は家保有地の分割もしくは買得地の分與に限
られ、村内の未耕地は林野の耕地化は著しく低下し、分出したも
のが經濟的に向上する事がないのである。此の點は萬治一・元祿期
の分割相續の結果として、此の村の基本的階層の持高が萬治期の
五石以上十石未満の線から、元祿六年の一石以上五石未満へ低下
してゐる事からも裏づける事が出来るのである。

ドイツ農民戰爭の歴史的意義(上)

寺尾 誠

はしがき

中世ドイツ農民の歴史における最良の時代は十二・三・四世紀で
あるといわれているがその後十五・六世紀に起つた變化はエルベ以
東における再版農奴制 *die zweite Leibeigenschaft* とエルベ以
西における封建的土地所有の未解體という異なる結果をもたらした。
東では「上からの資本主義への道」いわゆるプロシヤ的な道がさまざま
じく前進したのに對し、西では農民的土地所有の確立を前提とする
「下からの資本主義への道」は十九世紀に至るまでに徐々に實現の
方向に進んだに過ぎない。それはフランス革命と其の後のナポレオ
ンの征服を契機に、一八四八年の革命に至るまで確定的とならな
かつた。東における再版農奴制が明確な封建反動の結果であるならば
西における發展の停滞性も封建反動の結果である。十五・六世紀に
おけるドイツ農民の歴史における變化の中心點にドイツ農民戰爭が
ある。十五・六世紀のドイツ農民の自生的發展の阻止は多様な性格
をもつてはいるが、このドイツ農民の反封建闘争の敗北と深くつら

なつてゐる。その闘いは東において餘りにも僅かの反響しかもた
なかつたので人は東における再版農奴制の成立をこれと結びつけて問
題にしない場合が多い。しかし西南ドイツから中部ドイツにおける
農民戰爭の敗北が封建諸侯を中心とする封建的支配をひきつづき確
定したのである。むしろ東における變化はそれ自身の歴史的條件に
おいて可能であつたのであるが、「東部でも西部でも起動的要素と
なつたのは大土地所有者の自己の所得を高めようとする努力であつ
た」點では共通であり、西における封建支配者の勝利は東における變
化を容易にしたのである。かくしてドイツにおける市民社會の成立
は十九世紀までひきのばされたのである。ここにアレクサンダー・
フォン・フンボルトの慨歎の根據がある。彼はいう「ドイツ史におけ
る一大缺陷は、農民戰爭の運動が勝利をおさめなかつたことこれに
ある」だからこの時燃え上つた農民戰爭の火の手こそは、ドイツ國
民の進むべき發展の方向を指し示してしたのであり、ここにエンゲ
ルスの次の主張の根據がある。即ち「ドイツの人民もまた革命の傳
統をもつてゐる。ドイツが他の國々のもつとすくれた革命家達と

ゆうに比肩しうるような人物を生みだした時代、ドイツの人民が、もし中央集権の國であつたならひじよに偉大なる結果を生んだにちがいないほどの忍耐と精力とを發揮した時代、ドイツの農民と平民とが、彼等の子孫をもおうおうびつくりさせるような思想と計畫とをいだいていた時代、そういう時代があつたのである。」このような歴史的意義をもつ農民戦争の擔い手となつたのはいかなる農民であらうか？ またこのような農民戦争の舞臺が中部ドイツから西南ドイツにかけてであつたのは何故であるか？ ここで我々は何よりも過去のドイツ農民の歴史に眼を向けなくてはならない。何故なら農民の封建制への抵抗の客觀的基礎はウェーバーの如く「歴史的基礎」^(註7)をもつた經濟的環境が農民による農業の相異なる結果を決定する」ところにあるからである。

- (1) Friedrich Lütge, Die Bayerische Grundherrschaft, 1949, SS. 74—75; Karl Theodor von Inama Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, Bd. 3. Teil. 1, S. 53; Theodor Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, SS. 55—58.
- (2) Max Weber, Kapitalismus und Agrarverfassung, Zeitschrift für die ges. Staatswissenschaften 108: 3. 邦譯岡亮一譯「農業制度と資本主義」(河出書房、世界大思想全集ウェーバー編)一六—一七頁。J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, 1928, SS. 152—158; R. H. Tawney, The Agrarian Problem in the 16th

- Century, 1912, S. 339. トウニーは英國と對比してドイツ西部の農業の停滞性を指摘している。
- (3) M. M. Smirrin, Deutschland vor der Reformation, 1955, S. 50; Friedrich Engels, Die Mark, in „Zur Deutschen Geschichte“, SS. 152—153.
- (4) ウェーバー「前掲書」一一六頁。
- (5) Günther Franz, Der deutsche Bauernkrieg, S. 480.
- (6) F. Engels, Der deutsche Bauernkrieg, in „Z. D. G.“, S. 189. 大内譯岩波版三九頁。
- (7) ウェーバー「前掲書」一一〇頁。

第一節 農民的土地保有の成立

ドイツ中世封建社會における領主と農民の直接的な生産關係はグレントヘルンシャフトという生産組織に具體化される。これはフロンホーフ制もしくはヴィリカチオンともいわれる。この體制は七・八世紀にすでに成立し、九・十・十一世紀にかけてその整備が行われた。この體制は決して固定した制度でなく、實に多様であつた。我々の問題とする地域ではそれは多くの場合散在所有 Streubesitzであり、領主直營地 Salland と農民の保有地からなつており、負擔に應じて非自由民、自由民等が生産に従事してゐた。グレントヘルンシャフト體制の整備は未開拓地への開拓、擴大の内におこなわれたので、その多様性はますます増大した。そして「農村の空氣は非自由なる」Luft macht unfrei という原則の貫徹^(註8)「下に向つての社會的平均化」がおこなわれた。勿論この過程は一方であらず

開拓農民を一定の負擔をおつた比較的自由的な農民としつつ、他方でそのグレントヘルンシャフト體制への編入をおこなう複雑な過程であつた。主權の推移と共に、帝國直屬農民 Reichsbauren の變遷も著しかつたが、この種の農民のみが文書上では自由農民として記載されている。これらの農民も開拓と深い關係を有することが最近の研究で實證されつつある。さてグレントヘルンの直營地は元來餘り大きな役割を占めなかつたが、十二・三世紀に至つて動搖し、解體の方向を示し始める。これをもたらしめた要因として、

第一に生産上の改善があげられる。ことに三圃農法がこの時期までにはほぼ支配的な農業生産の形態として採用されたことは、勞働力の集約的利用を可能ならしめた。さらに十三世紀以來休耕地 Brachland の犁き返し Rühren や施肥の改善がおこなわれるようになった。そのため直營地經營の不生産性が徐々に明かとなり、個別的集約的經營の發展を促した。

第二にこのような生産力の發展によつて、人口は十三世紀に最高度に増進し、かくして東方への植民が大規模におこなわれた。これは都市の成立と共に西部における勞働力の不足をひきおこす一要因である。それはまたドイツにおいて封建領主と農民の基本的對立の激化をひきおこす要因ともなつた。

第三に農業における生産力の發展に伴い、都市、市場の成立がみられる。さらに都市の成立、發展は農民の獨立性への要求を高めて行く。「都市の空氣は自由なる」Stadt Luft macht frei の原則は、農民の都市への逃亡を促進し、東方植民による勞働力の不足に輪をかけることとなる。十三世紀中に約四〇〇にのぼる都市が建

設され十四世紀中にはさらに三〇〇の都市が建設されているが、十五世紀にはたつた一〇〇の都市しか建設されていないことはこの間の事情をよく物語つてゐる。さらにフランケンでは十三世紀後半の五十年間に上ベグニッツで鐵加工のための踏車 Trethübl は六から十に増大し、附近のベグニッツ、プレヒ、フェルデンに市場がつけられてゐる。これらの仕事場や市場は森林植民者から人を吸収したわけである。さらに一二五〇—一三二五年に中部フランケンとマイン河上流にランデスヘルにより二十の都市が建設される。その内バンベルグ、ニュールンベルグ、ヴァイセンベルグ、ローテンブルグは十一・二世紀から存在し、十三世紀後半にはアンズバッハ、バイロイト、ハスフルト、イホップフェン等の都市ができる。そして農民の逃亡、荒蕪地の發生につき一二六四年にマインの六カ村、一二八六年ヘリデーデン修道院に荒れた水車、一二七五年にはフェルデンの森で一五〇年前に開拓した村の荒れ果てた例がみられる。

第四に國內開墾 Rodung が王、諸侯の權力擴大政策もあつておこなわれたため勞働力に對する需要はますます強まつた。フランケンでは十二世紀にひきつづき十三世紀半より始まる開拓の時代がある。例えばラプドルフ修道院はヴァイセンベルグの森の開墾をコロニス colonus にやらせてゐるし、十二・十四世紀を通じてフランケンヴァルドの山岳地方からフィヒテル高地の地域に植民がおこなわれている。その他フェルダン、パッペンハイム等でも森林の開墾がおこなわれ、そのため荒蕪地が出現している。一二五四年、一二九六年にはホーヘンローエン家とヴェルツブルグ司教とが協議し、荒蕪地を新しく貸出すことに一致してゐる。さらにティロルでも一二三五

年にオットー侯がブレモンストラートン修道院に次のような特權を興えている。「修道院ニ屬スル森ヲ開墾セン Hofgort トシ來リテ住マラントスルモノ十二年間ノ法ニヨル保證ヲ與ウベシ」この地方ではグルントヘル、ランデスヘルの競争の内に開墾され、農民はことに有利であつた。さらにスイス、西南ドイツでも國內植民がおこなわれる。時期はおそいが、一四五九年にスイスのフロンテン村の判告書 Weistum には「森ヨリ開墾セン我等ノ土地」という言葉がある。中部ドイツでも東方植民と結びついて十二・十三世紀にフロンケン、フランドル等からの植民がおこなわれている。これらの開墾の結果、人間支配より土地支配が前面にでるようになった。かくしてこれらの諸要因は領主の直營地解體もしくは縮小の方向を促進させた。勿論この過程とても決して直線的に、スムーズにおこなわれたのではない。「領主は農奴に對ししばしばその保有地の放棄を購わねばならなかつた。すなわち領主は農奴に自由のみならずその外に金を與えねばならなかつたのである。往々にして領主は農奴に力づくで自由を贈つた。」この場合農奴は自由を欲しないようにみえるがそうではない。領主は自分に都合のよいように定期小作 Zeilpacht、分益小作 Teilbau を主張したり、解放金による収入増大を目論むのに對し、農民は世襲保有權 Erbrecht の確立を主張し、この時代の様相を複雑にしている。だから地域的な紛争がおこる中で、徐々に上記の諸要因から、領主は地代收取に重點をおいた在り方に轉換し、農民は比較的安定した保有權 Besitzrecht を獲得して行くのである。かくして中部ドイツからスイス・ティロルにかけて、十三・四世紀に農民的土地保有としての世襲保有の成立が

みられる。フロンケンでこの時期に一般的な農民の保有權は世襲保有權であつた。たとえば一二七六年にハイムブロン修道院においても世襲保有權がひろく與えられているし、一三〇三年のグナッドハイム村の判告書には「村ニ住ム全テノモノソノ土地ヲ賃租權ニヨル世襲借地ニテ持ツ」とある。^(註15)

ティロルのテゲルンゼー修道院の判告書に「葡萄畑及び耕地ノ殆ドハ先ニ示セル賃租ニヨル世襲ノ保有權ヲモツ」とある。また始めは一代、二代、三代限りの保有權 Ein-, Zwei-, Dreierlehen だつたものが事實上の世襲化により漸次移行して行く場合も少なくなつた。だから一三〇六年にもスーベン修道院の農民がこの世襲保有權につき訴えた時バイエルン侯は正當な證據もしくは文書の持参なしにはその訴えを受けつけるべきでないと裁判官に指示している。^(註16)

スイスでも最も廣範に普及していた保有權は世襲保有權である。たとえばボーデン湖畔のメールスブルグ市の近邊のコンスタンツ司教の所領でも世襲保有權こそ農民の間に最も普及していた保有權である。^(註17)

ザルツブルグ、バイエルンでも世襲保有權は支配的である。勿論所によつて程度の差はあるが、ドナウ下流の裁判管區では約半分がそれである。^(註18)

西南ドイツでも一代限りの終身保有權 Leihrecht と並び支配的な保有權であり、時代のずれはあつても世襲化の方向に向う。ウルム、アルゴイ、シュヴァルツヴァルダの溪谷、ピーター修道院、アルト・ヴェルテムベルグ、ライン・ヘッセンでそれは支配的である。^(註19)

中部ドイツでも自由賃租地 das schlichte Zinsgut と並び世襲保有權が支配的であつた。フランドル人やフロンケン人植民の地域の文書も世襲保有權に主要な地位をあたえている。^(註20)

このような世襲保有權は相對的に自由でありティロルのフェッセルン僧院ではその土地が「上衣や外套ノ如ク」共同體の中で賣られると記載されている。^(註21) しかしそれは決して無條件の自由を意味しない。第一にグルントヘルは封建地代としての貢租 abgabe を取り立てるし、夫役や相續税をも義務として負う場合が多い。第二にこの保有權は時により Burgrecht, Kaufrecht, とよばれ、土地所有に近い讓渡權をもつが、一般的には自由處分權はなく少くとも通告の義務を必要とし、多くの場合領主の同意を必要とした。そして領主は先買權 Vorkaufsrecht を有する。^(註22) 第三によい條件で土地が維持されぬ場合や世襲者のない場合は領主は沒收權を持つている。これを Heimfallsrecht 領主歸屬權と云う。^(註23)

世襲保有權以外の農民の土地保有權について簡單にふれておく。

一、自由土地保有 Freieigentum, die freie Zins-u. Pachtgüter, das schlichte Zinsgut これにはフォークトへの貢租 Vogtrecht, 十分一税 Zehnt 一般地方税 Landsteuer それに軽い賃租やその他の封建的な負擔がかかる。これは世襲保有權から上昇したものであるし、開墾の際に獲得したものである。これが帝國直屬、州伯裁判への出頭という特權と結びついた時は自由農民として意義をもつ。だからスイスやティロルの様に中世後期に政治上の變化によつてかなり政治的な意義をもつところもあるし、フ

ドイツ農民戦争の歴史的意義(上)

ランケン、ラインガウの様にもしろ中世後期にフォークトの貢租をとられ、王領地でなくなることにより意味をもたなくなるところもある。^(註24)

二、終身保有權 Schupfnehen, Leihgeding, Leihrecht, Fa-Ehehen これらは保有者の生存中のみの保有權であり、領主の恣意の働く餘地は大きい。そのため Gadenstücker といわれる。これはバイエルン、アルゴイ、ウルム、バーデン、アルト・ヴェルテムベルグ等に多く西南ドイツでは世襲保有權と並び有力な農民の土地保有權である。^(註25) 中部ドイツの Lagerst にもこれに近いが、ここでは開拓地域の多い故もあつて餘り重要な意義をもたない。また先に述べた二代、三代限りの保有權も存在し、世襲化する例もあつた。さらにグルントヘル生存中のみの保有權も存在した。(Neustift) これらは矢張り様々の封建的負擔をおつており、より不安定であつた。^(註26)

三、定期小作 Zeilpacht, Freistift, Herrngunst, Kellerlehen これは一三九九年、十二年、十五・二〇年といつたものがあるが、大體において短期の三年以下のものが多い。これは領主に有利であつて直營地解體以後十二・十三世紀以後シュヴァーベン、スイスバイエルン、フロンケン、テューリンゲン等にみられる。ことに分益小作 Teilbau は領主の収入増大の重要な手段として採用されている。^(註27) これには収益折半のものや三分の一だけ領主側に歸屬するものがある。そして主穀と共に葡萄畑に多い。主穀の例としてはよくバイエルンでおこなわれているし、テューリンゲンのランデスヘルの直營地でも十六世紀以前に分益小作が支配的であり、後に短期

の定期小作化している。^(註32) 葡萄酒の例としてはスイスのポードン湖畔のメールスブルグ市近邊のコンスタンツ司教の所領では十五・六世紀に一部を自己經營しつつ、大半を分益小作にだしている。直營よりもはるかに有利なことがその理由である。^(註33)

このような比較的安定した世襲保有權を中心に農民は相對的にグルントヘルへの獨立性を高めた。そしてこれが局地的な市場の成立を促し、農民は商品生産への第一歩をふみだす。貢租もその他の封建的負擔も部分的には貨幣での代納になつて行く。これはグルントヘルの生活必需品への價格規制が十二・三・四世紀と増大の一途をたどつていくことによく表現されている。また一三四四年—一三九二年のヴェルテムベルグ伯領の Lehenbuch にも貨幣貢租八五ポンドとされるされている。^(註34) (残念ながら全體の收入の中の割合は不明である。) 一三〇三年のヴェルテムベルグのアーデルベルグ修道院へ寄進された土地は生産物と共に7ポンド4ペニヒ8シリングの貢租を負つている。勿論生産物の貢租がまだ多いことはいうまでもないが、これらの變化は矢張り農民に有利に働いたとみてよい。と同時に十五・六世紀の封建反動の基礎である封建的土地所有とそれに基く領主と農民の支配・被支配の關係に、本質的な變化は生じなかつたことを確認しなくてはならない。直營地も完全には解體してないし、^(註37) 夫役その他の封建的負擔も残存している。また先のアーデルベルグ修道院が一三一七年にルムメルロッホの四ユニットの耕地と一人の農奴を買入れているし、その他同じ頃に農奴Eigentuereの賣買寄進が行われている。^(註38) だから農奴制の姿は完

消えさつてしまつたわけではない。にも拘らず小規模農民的土地保有は農民に相對的な餘裕をあたえた。この時代は従つて農村共同體にとつてよき時代であり農民の強い志向と直營地解體、王權の衰退等の領主側の客觀的條件の變化によつて共同體は或る程度の自治を獲得して行つた。^(註39) その自治の範圍はまず耕地強制、播種や收穫期の規定、施肥等の直接農耕關係から水利、放牧地、牧草地、さらに森林の管理、利用、共有地の分割とその圍い込み等の農業經營に關する事柄がある。第二に村落内の公共の福祉に關する道路、橋、共同浴場から水車小屋、鍛冶屋小屋等の管理、各個の住居、衛生迄があげられる。第三に役人の選出、治安關係、本來の村落裁判 Kleingerecht (共同體内の問題を扱う)とそれに關する一定額迄の罰金の取立とその利用(共同體集會での飲代)等である。^(註40) 村役人の筆頭には領主の任命する Schultheiss があり、その他に古くから共同體が選出している村長 Dorfmeister, Heimbürger がある。後者は利益代表、前者は公吏である。その他後者を補佐する公選の役員 Ausschuß が四人から六人いる。その他に年三回開かれる裁判領主の下級裁判では參審員 Schöffen か Schultheiss が領主かその代理人の列席の下に判決を行う。それは盜難、傷害、土地讓渡、度量衡等を取扱う。參審員の制度は共同體を規制する領主の手段である。なおこの下級裁判權と關係して領主の Zwing u. Bann による共同體への規制がある。水車、パン焼き小屋、醸造小屋、葡萄酒壓搾場を領主が建て、その使用を強制し使用料をとるのはその代表的なものであるが、これについては封建反動との關係で検討する。^(註41) さて村長、村役員を選出する母體は元來「共同體成員の全員集會」die Vollversammlung

Güterbestände des Kloster Beuron des Anfang des 14. Jahrh.

Gutsart	Acker Juchart	Wiese Mannmad	Gutsart	Acker Juchart	Wiese Mannmad
Hof	22½	3½	Hof	43½	8
.....	?	9	Gut	20	½
Gut	14	—	Mairhof	40½	3
Hof	43½	4	Hof	17½	7
Gut	13	6	Hube	13½	5
.....	2½	1½	Hofgesäss	18½	5
Hof	25	1	Gut	18½	6
.....	18	5	40	9
Mairhof	51	9	Halber Hof	12	13
Lehen	21	5	Viertelshof	10	14
— (der gleiche Besitzer)	13	5½	12	4
Hof	15	3½	Hofstatt	3	2
Gut	17	7	Gut	9	4
.....	9	1	13½	3
Hof	30	7	Hof	24½	7
.....	62½	10	Hofgesäss	70	24
Hofstatt	22	4	Amtmannshof	14	6
Gut	4	1	Gut	32½	1
— (halbes)	16½	4½	16½	5
— (die und Härte)	19¼	4½	6	—
Hof	46½	9½	Zus. 42 Güter	968	259
.....	83	40			

der Nachbarschaft^(註48)である。本来外來者、小屋住農、僕婢の類、日傭、中部ドイツでは麻織工、仕立屋、靴屋等の比較的新しい手工業者はこのような共同體成員には屬さない。しかし地域によつて加入金その他の方法で参加の可能性は存在していた。特に土地保有者の分割が進み、二分の一、四分の一フーフエ保有者やそれ以下のものの數が増大するにつれてこれは現實化した^(註49)。しかし一方十三・四世紀に相當の土地保有の規模の差が共同體内でも大きかつたことは別表(六三頁)の十四世紀始めのポイロン修道院の例をみると判る^(註50)。これは十二・三世紀のライン・ヘッセンの諸村落についても最近伊藤榮氏が實證したところの事實である。即ちポイロンにおいては最高耕地八三エックヘルト、牧草地四〇マンマッド、最低耕地二エックヘルト半と牧草地一マンマッド半であるし、ライン・ヘッセンにおいても最高は合計で一八五モルゲン半、最低は五モルゲンに達していない。しかし兩者とも平均的な土地保有者がかなり多い。ポイロンでは二〇エックヘルト前後のもの四二人のうち十五人、ライン・ヘッセンでも三〇モルゲン前後が四〇人の内十五人をしてゐる。そして當時の共同體の主體がこれら小規模土地保有者にあつたことは十分考へうる。農民戦争までの農民の合言葉「古來の權利」Alte Rechtは、この時代の農民的土地保有權を中心とする農民の比較的有利な權利を指し示している。だからその合言葉はより以上の發展を願う富農から没落し、零細化した^(註51)ある中農を以ては貧農までの共通の目標となつたのであり、ここに自生的發展を阻止する封建反動への共同體に依據した廣範な抵抗が組織されるに至つたのである。農民の敗北と封建支配者わけつてもランゲヌムの

勝利は、共同體規制を強め、農民のそれ以上の發展を阻止する方向を強めた^(註52)。領主側が共同體を規制しそれ以上の發展を阻止しようとしたのに對し、農民は階層に應じた要求をもつつも共同體に結集して領主に對抗したのである。後者の行く道は共同體を最終的には分解させてしまふ發展の道であり、前者のねらいは共同體を分解させず、封建的土地所有の解體を阻止するところにあつたことはいうまでもない。十二・三・四世紀の農民的土地保有の成立こそ、十五・六世紀の農民の封建反動への抵抗を理解する第一の鍵である。

- 註(1) G. V. Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters, 1937. 蘇米爾三譯(昭和卅年)五九一—六〇頁「Heinrich Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, 世良長志譯(三二二頁)Ingomar Bog, Dorfgemeinde, Freiheit und Unfreiheit in Franken (Jahrbücher für Nationalökonomie, Bd. 168, Heft I u. II) SS. 16—20.
- (2) ミッターク「權衡誌」二二二九頁。I. Bog, ibid., S. 39.
- (3) Theodor Mayer, Die Entstehung des „modernen“ Staates im Mittelalter und die freie Bauern (Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Bd. 57, Germanische Abteilung, SS. 210—288); Karl Siegfried Bader, Der Deutsche Südwesten, 1950, SS. 30—34, SS. 173—177.
- (4) Below, Problem der Wirtschaftsgeschichte, 1920,

S. 71; Wilhelm Abel, Agrarkrisen und Agrarkonjunktur in Mitteleuropa, 1936, S. 22.

- (10) Abel, ibid., S. 21.
- (11) Inama Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, Bd. 3, Teil I, S. 22, anh. 1.
- (12) I. Bog, a. a. O., S. 52.
- (13) Abel, a. a. O., S. 23; Bader, a. a. O., S. 30 f. 註11—12の修道院の開拓事業を参照せよ。T. Mayer, D. W. M., S. 61 ff.
- (14) I. Bog, a. a. O., SS. 49—50.
- (15) Hermann Wiesner, Beiträge zur Geschichte des Dorfes und der Dorfgemeinde im Österreich, 1946, S. 46. 「開墾を以て自由とする」, Rodung macht frei^(註53)の原則は中世の自由、非自由の問題の理解に不可欠である。
- (16) Jakob Grimm, Weistümer, Bd. 6, 1869, SS. 269—289, Zit. v. T. Mayer, Die Entstehung……, S. 197.
- (17) Karl Heinz Quirin, Herrschaft und Gemeinde, 1952, SS. 20—43.
- (18) Wittich, Grundherrschaft in Nordwestdeutschland, S. 324. ヴェボン「中世農業史」九〇—九二頁を引用。
- (19) I. Bog, a. a. O., SS. 52—54. 一二八八年にフランクテンのヘリーデンで領主直營地が定期小作に出されている。フランクテンルンでは分益小作に出されている。十三世紀にはこの分益小作と世襲保有の競争が行われた。この邊りのボツグの叙述

註(1) G. V. Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters, 1937.

- (19) Ibid., S. 53. Urkundenbuch des Klosters St. Stephan, Nr. 349, Zit. v. Bog.
- (20) Österreichische Weistümer, Bd. 2, S. 6, Tegernsee; Ö. W., Bd. 6, S. 277, Suben; Wiesner, a. a. O., S. 48.
- (21) Walther Merk, Die Grundstücksübertragung in Meersburg am Bodensee (Z. S. S. f. Rechtsgeschichte, Bd. 55, Germ. Abt. SS. 169—215) S. 199.
- (22) Lütge, a. a. O., S. 88, 93.
- (23) Theodor Knapp, Die Grundherrschaft im Südwestlichen Deutschland vom Ausgang des Mittelalters bis zu der Bauernbefreiung des 19. Jahrhunderts (Z. S. S. f. Rechtsgeschichte, Bd. 22, SS. 48—108) S. 59.
- (24) Lütge, Die Mitteldeutsche Grundherrschaft, 1934, SS. 69—74. 中世の土地所有權の形成を参照せよ。Quirin, a. a. O., S. 41, S. 43.
- (25) Ö. W. Bd. 3, S. 102, Abtei Füssen.
- (26) T. Knapp, a. a. O., S. 60.
- (27) I. Sternegg, a. a. O., Bd. 3, Teil I, S. 201; Wiesner, a. a. O., S. 49.
- (28) T. Mayer, Die Entstehung……, S. 237; Bader, a. a. O., S. 30 f. この二人は自由農民と云われるものの中とは相続税や夫役、結婚の自由制限等の負擔を負つてゐるものとする。

- (42) Lütge, D. M. G., SS. 121—125. *das schlechte Zinsgut* の保有者で未役がかり得ることを指摘している。
- (43) メンク・ヤロロニツバ Bader, a. a. O., SS. 173—182; T. Mayer, *Die Entstehung...*, SS. 279—288. *Wilhelm Zimmermann, Allgemeine Geschichte des großen Bauernkrieges 1843*, Teil 3, SS. 524—545. *Adolf Waas, Die große Wendung im Deutschen Bauernkrieg* (Historische Zeitschrift, Bd. 158) SS. 458—470.
- (44) T. Knapp, a. a. O., SS. 58—59; Lütge, D. B. G., SS. 86—94.
- (45) Lütge, D. M. G., SS. 74—78.
- (46) T. Knapp, a. a. O., S. 58.
- (47) I. Sternegg, a. a. O., S. 210, 257; Abel, a. a. O., S. 25.
- (48) I. Bog, a. a. O., SS. 56—57; W. Merk, a. a. O., SS. 204—205.
- (49) Lütge, D. B. G., SS. 83—84.
- (50) O. Kius, *Die thüringische Landwirtschaft im 16. Jahrhundert* (Jahrb. f. N. u. S. Bd.3) S. 119.
- (51) W. Merk, a. a. O., S. 204.
- (52) Ernst Kelter, *Geschichte der Obrigkeitlichen*

- Preisregelung 1935*, SS. 21—29. T. Mayer, D. W. M., S. 59. 勿論この意義を過大に評價できない。史料に貨幣で記入を伴うて必ずしも實際の負擔の貨幣支拂を意味しない。
- (53) I. Sternegg, a. a. O., S. 442, Beilage XI.
- (54) *Urkundenregesten des Prämonstratenserklosters Adelberg* (1178—1536), bearbeitet von Karl Otto Müller, S. 13, Nr. 86.
- (55) W. Merk, a. a. O., S. 204. *コンスタンツ教領の直轄の葡萄酒の例*。教會關係の領主は世俗の領主より多く直轄地を獲つてゐる。またかなり意義がうすれたとなつて、世俗の直轄地もまた次第に消滅したわけではなから。一四〇四年コンスタンツの三〇四キルマン半の耕地をめぐつて I. Sternegg, a. a. O., SS. 264—265.
- (56) *Urkundenregesten d. P. Adelberg*, S. 16, Nr. 102, 133.
- (57) I. Sternegg, a. a. O., SS. 280—282.
- (58) Wiehner, a. a. O., SS. 54—59, Quirin, a. a. O., SS. 20—49; I. Bog, a. a. O., SS. 58—77.
- (59) Quirin, a. a. O., SS. 63—67; I. Bog, a. a. O., S. 65. 參議員は特權所有者として他の共同體員と區別される。
- (60) Ulrich Stutz, *Zur Herkunft von Zwing und Bann* が研究をこつて述べられてゐる。その H. Wiehner, *Zwing u. Bann*, 1935; I. Sternegg, a. a. O., S. 270; Otto Stolz, *Weistum u. Grundherrschaft*, Vierteljahrsschrift für

Soz.-u. Wirtsch. Geschichte, Bd. 14 卷。

- (61) Wiehner, *Beiträge*, S. 70; Ö. W., Bd. 4, S. 79, 107.
- (62) Wiehner, a. a. O., S. 63.
- (63) I. Sternegg, a. a. O., S. 443, Beilage XII.
- (64) 伊藤榮「ドイツに於ける農業共同體の構造」(一)史學雜誌 六五編第十一號四—六頁。
- (65) I. Sternegg, a. a. O., S. 67, 280; I. Bog, a. a. O., S. 61. ホックは自立的な農民の増加こそ、共同體内の平等性をつくりだしたといつてゐる。
- (66) 諸田實「ドイツ農民戦争の歴史前提」(一)史學雜誌六五編 二號十一—二十二頁。諸田氏は農民の抵抗を「村への結集」としてとらえる一方、農民戦争における穩健派と過激派の對立を特權的富農と貧農の對立としてとらえている。この場合結集と對立の關係は明白でない。第一にゲマインデに結集したのはどの層なのか？ その理由は何か？ 第二に結集した農民の中の矛盾は一體どのようなものなのか？ これらについては節をあらためて論ずる。さしあたり、領主の封建反動はかなり巾の廣い反封建闘争をうみだしたのであり、そこでは領主對農民の對立が基本的對立であつたこと、穩健派對過激派の對立は單純に富農對貧農の對立におきかえられないことを指摘しておく。過激派はいたるところで小數派であつたし、農民大衆の大部分は和平派であつたことはエンゲルスの指摘しているところである。
- (67) Engels, D. B. K., S. 243.
- (68) 共同體への領主(わけてもランデスマール)の規制が決定

ドイツ農民戦争の歴史的意義(上)

的となるのは農民戦争の敗北の後であることはフランケンとゴッテはホックが指摘している。I. Bog, a. a. O., S. 66. またフランケンの判告集の編纂者メンクラーが農民戦争の後には農民の判告書作成の際の權利が失われ、さうして支配者の規制が感ぜられる判告書が多くなると指摘してゐる。Karl Dinklage, *Fränkische Weistümer*, *Ausgewählte Texte*; S. 2.

第二節 農民的商品生産の發展と限界

地代收取に重點をおいたグルントヘルシャフトとその下における封建的負擔を負つてゐるがやや安定した小農民經營の成立は前にものべたように局地的な市場の成立、さらに都市の成立、發展と深く結びついている。ウェーバーはこのような都市成立の意義について次のようにいつてゐる。「あたえられた面積上における一定數の都市は農民の集團にとつて少くとも生産利益の度を高めさせるために必要であつて、このことが領主をして、彼の生活維持に必要な手段を農民を利子源泉として利用することにより、農民からひき出すことを可能ならしめたのである。」西におけるこのような局地的市場の成立は、領主と農民の生産關係における變化の結果であり、農民的土地保有の廣範な成立と結びついている。したがつてそれは一定の歴史的發展の成果であり、社會的分業の一層の前進を意味している。様々な都市と並び多くの市場町 *Marktlecken* も成立してゐる。この市場町はまず農業生産物と工業生産物の局地的な交換を行う農耕市民都市 *Ackerbürgerstadt* の性格をもつてゐる。さ

らにこの段階での商品生産の前進を表現するものとして領主の價格規制があげられる。それは農村共同体に對しおこなわれたもので判告集に記載されている。ケルターはグリムの判告集から次の様な興味ある事實をひきだした。領主による價格規制は十二・三世紀に相當ひろまり、十四世紀にいたつて増大している。ケルターのあげた例では十四世紀にはスイスで四カ所(その内三カ所はチューリヒ近邊)、バイエルン、上エルザス、シュヴァーベン、トリールで各一カ所、スイスに多いことは注目すべき事である。更に十五世紀に入つてスイスで四カ所、エルザスで二カ所(内一カ所はセカ村)、フランケン、ヘッセン、バイエルン、オーストリアのエンズ各一カ所といったところである。更にこれは十六世紀も續いている。これらの價格規制の對象は葡萄酒、ビール、バター、チーズ、パン、肉、魚、鹽といった生活必需品である。勿論この價格規制の直接の目的は貢租の貨幣價值での評價にあつたのであつて、詳しくいへば次のような事情を表現している。

A 裁判領主の罰金の現物から貨幣への轉化。勿論全部的にはなく、一部分は現物で、一部分が貨幣となるという仕方である。

B 貢租義務を負う農民に度量衡の規定を與える必然性があつた。それは領主の權利を守り、貢租を出す場合の農民の恣意性を排除するために必要であつた。さらに貢租の現物から貨幣への轉化がおこなわれるようになると、生産物の貨幣價值を確定する必要がある。

C 領主は彼の水車小屋、パン焼小屋、醸造所、葡萄酒壓搾所を農民に使用させる際の使用料、このための手工業者の賃金確定の必

要があつた。

このような領主の價格規制の發生は農民の商品生産の前進を間接的に物語っている。しかし當時は自由な商品生産は存在せずそれはきわめて限られたものであつたことはいうまでもない。それは局部的である上に、ビュッヒャーの規定したような中世的な「都市經濟」Stadtwirtschaftの範圍にくみ入れられて行く。それは附近の農村を含んだ閉鎖的な經濟圏である。都市はそこで嚴格な經濟政策を施行する。その特徴は互市強制權 Stapelrecht、周域禁制權 Bannmeißenrecht、ハンフト強制權 Zunftzwang、市場強制權 Marktzwang、價格規制 Preisregelung 等である。ドイツにおいてはこのような中世的都市經濟はイギリス等よりも長い間支配的であり、農村市場のそれ以上の發展は封建反動によつて制限されてしまふ。だから農民は自己の生産物の内、自家需要の部分と貢租の生産物の部分とを、差引いた剩餘を、特定の都市の市場で販賣したのである。中世の後期にドイツに三〇〇〇の都市が存在し、總人口の一割から一割五分が都市人口であつたといわれる。その内一〇〇〇人以上の都市は一五〇、五〇〇人から一〇〇〇人の都市が三五〇、残り二五〇〇の都市は一〇〇人から五〇〇人の人口しかなかつた。しかも東ドイツには五十六マイルに一つの都市があるのに對し、西ドイツには三十四マイルに一つの都市が存在するのである。だからこの「都市經濟」の概念は西ドイツにおいてより妥當するといつてもよい。しかし都市間の交易、遠隔地市場間の交易の發展(とくに外國市場との)も中世後期の西南ドイツから中部ドイツにかけて一般的現象である。ことにライン河上流のメインツからパーゼルに

いたる西南ドイツは一つの地方的な市場圏を形成する。さらに西南から中部、中部から東北部にかけてフランクフルト、エルフルト、ゲルリッツに通ずる商業路、西南部から北部に通ずるシュトラスブルグ、フランクフルト、ライン河下流の商業路が發展した。さらに十五世紀以來スイスを通じイタリアとの商業路も積極的な發展を示した。かくしてヨーロッパの國際的な商業圏の中でも西南ドイツは重要な意義を獲得するに到つた。ここに十五・六世紀のドイツ商業資本の活躍の時代が開けてくるのである。人はこれを「フッガー家の時代」Zeit der Fuggerとよぶ。そしてこれを商業資本の活躍の背景が西南ドイツから中部ドイツにかけての一帯であつたことは偶然ではない。これらの地方は中世後期に農民的土地保有と局地的な市場の成立をみた處であり、更に一つの地方的な市場をも形成し始めていた。このような歴史的・經濟的條件は更にその地方の自然的條件と中世後期にこの地方がヨーロッパ國際商業の中で重要な地位を獲得することを可能とした地理的條件と結びついた。自然的條件については次のウェーバーの言葉にいつくされていゝる。即ち「西部及び南部においては平野、谷合、及び盆地が互に混在しているからこそ、又氣候的並に他の自然的生産諸條件が小地域において明かに差異を示しているからこそ、商業への比較的に集約化された流通の展開への經濟上の刺激は、東部の廣大な平野におけるよりもはるかに強烈なのである。……西部においては歴史的並に自然的諸條件は、集約的な地方的商業交通について東部よりも優まられていたし、現在もおおむめぐまれている。」かくして中世後期にこれらの地方では、一定の社會的、地域的分業が、遠隔地商業と都市

ドイツ農民戰爭の歴史的意義(上)

間の商業の發展の下におこなわれるようになったのである。とくに遠隔地商業中でも外國貿易の發展が大きな刺激をあたえたことは、當時のこの地方における有力都市がそつて輸出商工業都市Hansestädte、Hansestädte、Hansestädteであつたことに示されている。農業においても後にみるように主穀生産と並んで、場合によつてはそれを壓倒する勢いで、これらの商業活動と結びついた生産活動がおこなわれてくるのである。

このような生産活動の擔い手は農村においては壓制的に農民であつたから、農民は限られた範圍で小商品生産者として市場に出現するようになる。さらに地域によつては農村工業における如き小マニユファクチュア資本家及びそれに從屬する賃労働者という新しい關係さえあらわれ始めることは後にみる通りである。しかしこのような農民の小商品生産者としての發展には制限が存在した。第一に封建的な生産關係の未解體があげられる。ことに節を改めて考える十五・六世紀の封建反動は自由な商品生産の發展と眞向うから對立するものであつた。だからこそ農民戰爭の主要課題はこの封建反動を排除するところにあつたのである。第二に基本的な封建的生產關係が残存した以上、商業や都市も中世的な枠から完全に抜け出ることには出来なかつた。ことに商業はその發展によつて封建的な領主財産の危機を促進し、農民の商品生産をも促進させた。都市の中世的なツンフトや經濟政策に對し、それはより自由にあたられた封建制社會のすきまを利用した。だから農村工業や鑛山その他の新しい分野の發展はこれら商業の働きを無視しては理解しえない。しかし商人は「意識した革命者としてではなく、逆に、この世界の肉を肉と

六九 (二一七)

し、この世界の骨を骨とするものとして^(註14)あらわれたのである。だから封建制生産關係の未解體という事情の下では、商業資本の高利貸資本への轉化、遠隔地商業における獨占化を始め、生活必需品の投機的商業等が必然化する。農村工業のように生産者を従属させる時も、それは徹底した變革を行わず生産者を外から支配する。さらに、大都市自身の封建領主化がおこなわれ、様々の經濟政策において都市も中世的な枠から完全に脱却しなかつた。かくして農民はこれらの諸制限の根源が、封建制生産關係の殘存、強化にあることをしるのである。

農民の商品生産の主要な部門

一、主穀生産 燕麥、ドイツ小麥、ライ麥、小麥、大麥等。^(註15)
農民の封建的負擔の内、貢租を始め十分の一税まで現物が多かつたことは、この部門での商品生産の發展に對する大きな障害であつた。中部ドイツでもフランケン、西南ドイツでも重要なのは生産物貢租であつた。各地の判告集、領主の年度會計簿はこれを示している。^(註16)だから農民は負擔と自家消費部分を差引いた剩餘部分を販賣することになる。しかし東エルベの外國を相手の穀物商業に對し、大都市の多い西南ドイツ、ライン屈曲部からスイスの地方では地方的な範圍でのかかりの穀物商業が營まれていた。勿論市場強制による自給自足の中小都市があつたことはいうまでもない。十五世紀人口二萬のシュートラスブルグでは司教領内の十分の一税が現物で集められる一方、外からも穀物が集められ、更にこれが移出された。これはこの市に限らずライン河沿岸諸都市にも妥當する。ヘッセン方伯の度重なる移出禁止令は一四〇三年のマインツの大司教を始め

自由市場とされ、一五七一年の大不作の年には平均の四倍のライ麥、小麥がヘッセン、フランケン、シュヴァーベン、ポヘミヤ、フルダ司教領へ移出されている。そしてその後しばしば移出の禁止がおこなわれている。^(註17)

これら穀物を市場に出すものには第一に生産物貢租を取り立てるグルントヘル、特に教會關係の支配者がある。教會關係の支配者は元來世俗の支配者よりも自己經營を或る程度残したグルントヘルであり、生産物貢租に變えて後も、貨幣收入獲得のため都市市場で販賣している場合が多い。ポードン湖北部でも禁止令のすきをぬつて大量の穀物販賣が教會の手でおこなわれていること、シュートラスブルグでも司教領内の十分の一税が移出用の穀物として市場に出されていることは前に指摘した。フライブルグでもこのような例がみられる。^(註18)世俗の領主にしても十四・五世紀に出来る丈生産物貢租を維持し、収入源としようとする。十四世紀末から十五世紀前半のヴェルテムベルグのホーヘンベルグ伯領でも貢租と十分の一税がドイツ小麥、裸麥、燕麥で取り立てられ、これが市場で現金にかえられていた。^(註19)要するに封建的危機に對するグルントヘルの對策として生産物地代の維持とその市場での販賣は重要な意義をもつていたのであり、當時しばしば行われた穀物投機にも聖俗のグルントヘルが参加している。^(註20)

第二に大都市があげられる。大都市は十四・五世紀に大方近邊の村々を自己の所領とし、公私にわたる地主は壓制的に生産物貢租を要求している。^(註21)エルフルトでは市民が季節労働者をやとつて穀物生産を行つている例がある。^(註22)この政策は十五世紀以來の穀倉の設立と

一五二九年のウィットゲンシュタイン伯等の苦情をあびている。^(註23)更にシュレットシュタット市も地域内では不足し市民・農民が商業を許可されている。^(註24)スイスでは十五世紀まではきわめて制限されていた。チューリヒ市では生産者も領主も市からの移出用の販賣を制限されている。しかし一四二九年の條令では東、中部スイスへの穀物商業が許可されている。但し一四三三年に市參事會は外地の商人には最高購入額を規定し、市民のみに完全自由を保証した。しかも諸條令の示すところは外地への商業も進んでいることを示している。^(註25)更にポードン湖畔北部のライフェンスブルグ、メミンゲン、イズニイ、ロイトキルヘ市等は移出禁止令を行うことによつて附近の農村からの供給で間に合せているが、ここでも移出禁止令のすきまをぬい教會はその現物貢租を外へ大量に賣り出している。しかも湖畔南部は外からの移入に依存している。すなわち十六世紀ユーパーリンゲン市からスイスへ五〇〇〇ツェントナーの穀物が市場のにぎわつた日には輸送されている。これはヴェルテムベルグの穀物商業の時代をつくつた主役者ウルム市の輸送高を一〇〇〇ツェントナーも超えた相當な量である。^(註26)又ニュールンベルグも近隣のフランケン地方、オーストリア、更にテューリンゲンから供給している。^(註27)中部ドイツではエルフルトがルターも稱讚する程豊かな穀物の生産地で一四九三年のコンラッド・ストールの回想録には「同ジ夏、誰モ彼モガ、カナリ多クノ穀物ヲエルフルトカラ一回ニ四十、五十、六十頭モノ馬デ、ケルンノ司教領、ライン沿岸、ブラウンシュヴァイグへ輸送シテイル」とある。^(註28)エルフルトをはじめテューリンゲンでも移出禁止が十五・六世紀にしばしばとられるが一五四四年には

結びついており、都市が増大する人口に對し、穀物の供給を安定させ、不作、戰爭等から起る飢饉を防ぐことを目的とした。だからケルン、ニュールンベルグ、バーゼル、チューリヒ等大都市で例外なく建てられている。^(註29)一四八二年にニュールンベルグ市では八月もこの穀倉から市民に穀物を供給したが、その価格は市場の価格を十一・二十五パーセント下まわつたものだつた。しかしこれはしばしば投機の對象となり、富裕なパン焼業者、製粉業者、市民、それに都市所領の領主である都市當局、聖俗のグルントヘル等がこれに参加した。^(註30)レーゲンスブルグの有名な商人レンティンガーも一四三八年買占めをして困窮するものに市場價格以下で賣つている。^(註31)一五二二年の帝國議會では商人が金貨をし、穀物、葡萄酒その他の買占めをやるという苦情がでていた。^(註32)これらの都市の穀物政策と投機は都市における貧民の増大とも深く結びついている。

さて最後に直接生産者が封建的負擔と自家消費部分を差引いた剩餘部分を市場で販賣する。當時の穀物の收穫量は處によつて大分異なるが、テューリンゲンでは小麥が十六世紀に十年の平均で四・四二倍の收穫であつた。最高は五・三九。ライ麥は十一年の平均四・五一、最高六・二三。燕麥は三十二年の平均四・一五、最高七・六七、最低一・三六倍であつた。最後の場合には最初の五年間の平均三・四三に對し最後の五年は二・六四という不作をいれても四・八倍と増大している。^(註33)バイエルンでも平均大體四倍であり、豊沃な處によつては八・十倍、十一・四倍に達したところもある。^(註34)さらにスイスエグリスヴィル村においてはドイツ小麥が十四世紀にすでに四・一九、一六三七年には十一・四六倍となつていてドイツよりも收穫率

ははるかによい。^(註30)ともかくこの時期において徐々に生産量が上昇しつづつたが、これは労働の集約化、肥料の利用等による。^(註31)こうして收穫量が緩慢に増大する一方、主穀生産は三重の意味で不利であった。第一に封建的な地代たる貢租が主穀生産物を主としていることである。第二に主穀は農民の基本的な生活手活手段であつたから剩餘部分は益々少くなつた。

第三に様々の制限が存在する。都市の市場強制(先買權)、價格規制、貯蔵政策と投機、都市、ランデスヘルの移出禁止等がそれである。十五・六世紀コンスタンツ市には穀倉以外で商取引させない Kornhauszwang^(註32)があつた。これに十四世紀後半のペストによる人口の減少も影響して穀物の價格は十四世紀後半から十五世紀にかけて下つた。フランクフルトでは一三七〇年から九三年までにライ麦は三分の二かた下つていり、燕麥も小麦も同じく下り、九〇年から一四三〇年までは餘り變化なく、一四七五年までまた下り、一四七五年以来上昇し出す。^(註33)この價格の運動は穀物商業の發展による價格の平均化と、投機、貯蔵、價格規制等による價格壓迫の結果である。だから自由な穀物の販賣はメミンゲン、テューリンゲン等主穀生産地での農民の切實な要求であつた。^(註34)しかし農民の中でも最も確實に剩餘部分を賣りに出せたのは富農である。これに對し、中位のものについては不作の年に穀物を貸し出すことをヴェルテムベルグのランデスヘルが計畫しており、不安定であつたことを示しているし更に最も貧しいものには與えてしまふことになつていり。エルフルト近邊の貧農は市で必要なパンを買つていり、一般には村落内でも購入してゐた。^(註35)さてこのような主穀生産の不利は葡萄その他の

商品生産物の栽培の主穀生産への壓迫にあらわれてゐる。葡萄についてはティロルの一四〇四年の地方條令でも領主の許可なくして葡萄畑を擴大することを禁じてゐるし、十五世紀チューリヒ市もその禁制区域内で主穀生産を壓迫するような葡萄栽培を禁止してゐる。^(註36)ライン沿岸でも葡萄の栽培により主穀生産が制限されてゐる。大麥についてはルターが主穀生産を壓迫してゐることをなげいてゐる。^(註37)しかしこのような轉換は餘り過大に評價できない。主穀生産と同時に畝の間に葡萄栽培をすとか(ボーデン湖畔のメーリスブルグの例)、開墾地もしくは共有地の圍込み等をそれに當てることも多かつた。^(註38)

二、葡萄、葡萄酒

葡萄酒は十二世紀來重要な商品生産物であり、その需要は都市の發展、外國への輸出等により増大した。ティロルでは一四二五年イタリヤへ輸出の關稅をかけられる商品の内に葡萄酒があり、特別低率の關稅で保護されてゐる。^(註39)またケルンは葡萄酒の商業の中心地で、ケルンから英國にも大量に輸出されてゐた。そのため收穫時にはケルンからライン流域に買占人が出かける。商業路としてはラインを下るコースとイタリヤへのコースがあつたわけである。従つてライン流域こそ葡萄栽培に最も有利な地方である。その他オーストリア、ティロル、スイス等でも栽培されてゐた。葡萄栽培が主な地方では葡萄酒での貢租が要求されるし、分益小作(折半もしくは三分の一を領主がとる)も多かつた。^(註40)ボーデン湖畔のメーリスブルグ市近邊では分益小作が多かつた。これらの栽培地は十三・四世紀以後開墾した森林、荒蕪地等が多く、十五・六世紀にもこの種の開墾が

おこなわれてゐる。^(註41)支配者側の栽培については前にのべたが、チューリヒ市の裁判管區のグリニンゲンの農民は一四四一年の陣情書の中でチューリヒ市の市參事會が新しい葡萄の假植を禁止し、葡萄摘みまで許可制にしてゐると訴えてゐる。^(註42)さらに葡萄壓搾所は領主の建設したものを使用せられ、使用料をとられるが葡萄酒は主穀よりも商品化し易く、ここに主穀生産壓迫の傾向も生まれてくるのである。しかしこれも價格規制の對象となつたし、買占商人の投機もおこなわれ、價格も十四・十五世紀にかけて下つてゐる。またこの部門でも農民と共に領主が販賣市場に現れてゐる。^(註43)

三、えんどう、かぶ、たまねぎ、野菜類、菜種、ごま、けしの種、果物、大麻、亞麻、大青、扁豆

この内大麻、亞麻、大青を除いては局地的もしくは地方的市場で販賣される生産物である。十五世紀にフランクフルト・アム・マインから毎日である市場船の他にマインツやピンゲンの週市あてに野菜船(たまねぎ、野菜、かぶ等)がでてゐる。^(註44)これらの栽培は第一に菜園 Krautgarten, Garten もしくは圍込み地 Ländel, Brückten, Einfänge^(註45)で行われた。これらは村落に密接してゐて特別集約的な經營がなされた。だから三圃制の耕作強制外にあつたわけである。とくに十二・三世紀以來の公有地の開墾と圍込みによつて栽培することも多く、完全に私有化してゐない場合もあつた。^(註46)第二に夏まき主穀との混合栽培(葡萄のような)、もしくは夏まきの主穀の代りに栽培する方法がとられた。^(註47)ことに混合栽培は今日までみられるところのものである。第三に休閑地 Brache^(註48)がある。ことに亞麻、大麻、えんどう、かぶ、やはすえんどう等が栽培された。^(註49)元

來休閑地を保つことは生産力の水準から不可欠のことであつたが、休閑中の畝入れを二回から三回に増やしたり、これらの作物が畝仕事の入用なものであることから、家畜の飼料になり栽培により地味のかえるえんどう類や必要性の増大しつづつた麻などが休閑地の一部分を圍いこんで栽培された。^(註50)ことに開墾地や圍込み地の不足等により十五世紀以來このような部分的な休閑地利用が個々の地方で起り、グルントヘル、及び共同體から禁止若しくは制限をうけてゐる。十五・六世紀頃のシュヴァーベンの判告書に「休閑地ニ扁豆ヲウエシモノ一ポンドヲフォークトヘ支拂ウベシ」とあるし、フラウロツホ村では「何人モ以後休閑地ニカプト亞麻以外ノモノマクベカラズ」とある。^(註51)ことに麻はラインタル、テュルガウ、トッゲンブルグ、ザンクトガレン、シュヴァーベン、エルザス、ティロルのエツツ、ピッツタル、等において農村工業の發展と結びついてその生産も増大してゐた。^(註52)事實ザンクト・ガレン地方では一五四二年に年十萬グルデンの麻糸が農村から買上げられてゐる。ここでは土地をもつすべてのものが麻栽培をやつたといふ。これは休閑地だけでなく開墾地、圍込み地さらには耕地をも犠牲にして行われたものであろう。現にマイヤーの持分地で亞麻の貢租を拂つて栽培してゐる例がある。^(註53)だから休閑地利用による改良的な三圃農法は決して急速に實現されたものでなく、長い過程をへて十八世紀に實現されたものである。休閑地における共同の放牧權、ことに領主の放牧權は大きな障害であつた。領主の同意なしには休閑地の利用はありえなかつた。また領主の牧羊や、新しい作物からの十分の一税も大きな障害をなしてゐた。だからその意義を認めると共に、過大な評價をし

てはならない。大青についてはエルフルト近邊の四九カ村で四三四四と四分の一アッカーの土地がその栽培に使用されている。^(註98) ウルムでの麻の大量販賣にシュヴァーベン地方の修道院が参加していることはこの部門でも農民の小商品生産への制限が存在していたことを意味する。^(註99)

四、畜産、酪農

牛、馬、羊、豚が畜産の對象であり、酪農にはミルク、バター、チーズ、獸脂等があげられる。また羊毛も重要な商品の一つである。馬は騎兵、輸送、農業用に用いられ、領主の自己經營が多かつた。^(註100) 牛は役獸としてもより重要であつたし、乳牛としても需要は多かつた。アルプス地方のような穀草經營のところでは、これら畜産酪農の役割は大きかつた。ミルク、バター、チーズ、獸脂等は貢租としてとられている。テューリンゲン地方のブットシュエット市はライオン、フランケン、東ドイツから商人が集る家畜市場であつたが、十六世紀に牛、馬、羊、豚が相當量販賣されている。十五世紀以來家畜の不足、食肉の不足がおこり、移出禁止、歳市での販賣強制が規定され始める。しかもこの部門でも投機が行われる。このような投機業者の中には市民の他にバイエルンのシュエルディングの農民のように一四九九年に二十四人の使用人を使用するほどのものが出てきて^(註101)いる。農民的土地保有の成立に伴い小規模な家畜經營が行われるようになる。本来大規模な自己經營をしていた領主も、牧場を小作に出し収入源として利用することも多かつた。たとえば十六世紀にテューリンゲンではランデスヘル直營の羊、馬、牛、豚は分益小作の形で、農民にその經營を大部分まかせている。そしてバター、チー

ズの貢租の他に牧場の賃貸料、収益の三分の一から四分の一を取り立てている。牧羊はライン河上流、シュヴァーベン、フランケン地方であつたが、ここではグルントヘル、ことに教會が大經營を組織している。^(註102) たとえば一四〇九年フランケンのシュエッテン村の判告書には「我方尼僧院及ビソノ繼承者ハ牧羊ノ權利ヲ有ス、他ノ何者モコレヲ有セズ」とあるし、一四九九年のヴェッテラウのカルプ村の判告書によるとマルクには共同で飼つている羊の群の他に一人の牧師が三五〇頭の牧羊を許可されている。^(註103) これらの教會支配者は當然羊毛市場で大量販賣を行つた。フランケンのメルゲントハイムの一五二五年四月十八日の農民陳情書には領主の牧羊が菜園、葡萄畑、牧草地を荒し自分達の家畜を飼うことが出来ないという苦情が入つている。最後に豚は小農民經營の副業として最も廣範にひろまつていたし、食肉にする點で需要も大きかつたが、これには解の實その他の堅果類が飼料となる關係上、森林の利用を必要とした。^(註104) 領主もまた或る程度の自己經營も行つていたのであつて、一四一九年マインのビルゲル村の判告書には「解ノ實 巴の多量ニアルトキハ、我等が主君三十二頭ノ豚飼育スルコトヲ得ベシ」とある。十五・十六世紀のグルントヘル、ランデスヘルの森林規制は鑛山業の發展と結びついて厳しくなるが、これは農民の豚飼育にとつても大きな障害となつた。^(註105) 領主の森林規制への農民の闘いの中には當然この問題も含まれたに違いない。

五、農村工業

西南ドイツの地方的な經濟圏には十四―十六世紀に農村工業で一つの繁榮の時期がくりだされていつた。それはライン河上流から

南はザンクト・ガレン、アッペンツェル、テュルガウ、北はドナウ河、レヒ河、アルゴイのアルプスまでの比較的狭い地域であつた。^(註106) とくにここでは綿織物、麻織物、バルケント織物、絹織物工業が營まれていた。綿織物はエスリンゲン、フライブルグ、トリール、東スイス等である。^(註107) 麻の地方は西南部のポードン湖畔諸都市とその近邊が中心であつた。すなわちコンスタントツ、ザンクト・ガレン、イズニイ、ビベラッハ等である。この工業はこの地方の大麻、亞麻の栽培を基礎にしている。さらにバルケント織物は北東のウルム、アウグスブルグ、メミンゲン、ライフェンスブルグ、ネルドリンゲン、それにフッカー家の掌握したヴァイセンホルン、ブルガウ等である。^(註108) 麻は原料が地元で生産される關係で十三世紀にすでにイタリアのゼノア、フランスのシャンパーニュ等に出現している。^(註109) 十四世紀後半には木綿がイタリアを通じて導入された。十六世紀には市場はドイツ國內は勿論、イタリア、フランス、アフリカ、スペイン、ハンガリア、ポーランドにまで擴大する。^(註110) ここに有名なラーフェンスブルグ會社を始め、これらの織物製品を取扱う商會社はザンクト・ガレンだけで六十、アッペンツェルが三十、チューリヒは三十五、ヴィンタートゥアに二十といつたように膨大な數にのぼつた。これらは皆商業資本であると共に、前貸制度によつて生産者を自己の下に從屬させていつた。^(註111) 原料綿を輸入するバルケントではその從屬度は大きかつた。問題はこれらの農村の織工、紡糸工等直接生産者と商業資本との關係にある。第一に農村の富裕な小企業者があり、自己の計算で直接農村の織工に前貸をする。それは前貸と同時に自らも二、三十人程の勞働力をもつ小マニユファクチュア Land-

fabrik を營むものである。しかしこれらは後に商業資本の下に仲介人的な役割を演ずるようになる。彼らは Bauerherr といつた名稱をあえられていつた。^(註112) 第二に家計支出の補助のため農耕と兼業を行う中位の生産者がいる。彼らは農業で全く窮迫しきつていつわけではなく、住家を工場となし、隣人と共同さえいつつ營む小經營の農民である。これらの商業資本の下への從屬は完全なものではない。第三に土地を全く持たぬか、若干の土地(往々にして一モルゲンにも達しない)しか持たぬ貧農、若しくは農村無産者がいる。彼らの從屬度はもつともきつく、農村企業家の小マニユの勞働力の源泉もここにあつた。^(註113) 時代は下るが、一七八〇年アルト・ティールにはその土地で生計をまかなえる四六〇〇〇の農民と附加的な仕事を必要とする小屋住六一〇〇〇人がいた。特に西北部では小農民が多い。^(註114) さらにチューリヒのヴェーデンスヴィルでも土地を持たぬ家計五九九、一モルゲンに達しない土地しかもたぬもの七八六にのぼつている。一七七二年の總人口八二七七人であるから、一戸四人として約二〇〇〇戸、先のものの合計一三八五戸で全體の戸數の六割五分を占めている。^(註115) かくしてこの中位及び下位の生産者こそ當時の農村工業のいな手であつた。十六世紀にはこの内中位の生産者がかんりの部分を占めていつた。

十五・六世紀は商業資本の活躍が始まつた時代であり、競争の中で織工から商業資本に上昇轉化するものもいた。そしてこの中で前貸制度は體制を整備していく。だから最初は何れも仲介人的なものではなく、むしろ大小の商人が買占、原料の供給等で直接生産者と結びつ^(註116)いていつた。十七世紀後半に小マニユファクチュア資本家で商人をか

ねる農村企業家がツルツアッハ、バーゼル、シュトラスブルグでの生産物の販賣を引き請けているし、富裕なる職工で附近の職工の生産物の販賣を引き請けている例は他にもみられる。^(註107)一方商業資本は農村の安い労働力による大量生産に依據して初めて必要な商品量を確保出来た。だから十五・六世紀の都市職工の農村職工への激しい敵対(それはきわめて中世的な共同體的倫理にもとづいていた)に對し、商業資本は農村工業の自由を確保する側にまわつたことは當然のことである。^(註108)しかしこれらの生産物の市場が遠隔地を主としており、その上バルケントの様に原料の獨占供給が可能であり、大量の商品を動かす大資本を持つ商業資本は農村の職工に對して優位を保つた。だから農村企業家も大商人の仲介商人としての地位におちつき、ここに前貸制度が完成されるわけである。^(註109)前貸制度は中世的な生産體制ではない。それは商業資本家から仲介的農村企業家、さらに中位の小生産者としての小規模農民、貧農、小屋住みといった一系列の生産體系である。^(註110)商業資本家が事實上の産業資本家であるとするれば、農村企業家は小マニユ資本家である點では嚴密な意味での産業資本家であるが、彼も前貸制を行うことにより商業資本家と同じ機能をもつている。更に中位以下のものは自立性をもちつつも商業資本家、農村企業家に對し前貸でつながらる限りで事實上の賃労働者として存在する。農村のマニユに備われる貧農、小屋住みは嚴密な賃労働者により近い。このようにこの生産體系は、簡單化しえないものであり、完全に舊い關係を分解させず、徹底した新しい變革にも進まない。勿論その中で農村無産者を析出するが、零細化された土地所有者から土地を決定的に分離はしない。^(註111)このような漸次的

發展の中で利潤を最大にあげたのはいうまでもなく商業資本家であつた。^(註112)しかしまたこれら農村工業は農村にも新しい収入の源泉をもたらしたし、十六世紀にはすでに一部には農村企業家をもうみだしている。かくしてこの地帯の農民の要求に産業、商業の自由がふくまれていくことの意味が正しく理解できる。^(註113)

- 註(1) ウェーバー「前掲書」一三〇頁。
 (2) Kelter, a. a. O., SS. 32—33; I. Sterneger, a. a. O., SS. 311—314; T. Mayer, D. W. M., S. 60; Below, Probiem....., S. 39. 農村市場が成立し、さらにそれが都市となつて行く過程については宮下孝吉「ヨーロッパにおける都市の成立」の第三章「ライプツィヒの市場と都市」参照。
 (3) Kelter, a. a. O., SS. 21—29.
 (4) Ibid., S. 26.
 (5) Karl Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft, 1893.
 (6) T. Mayer, D. W. M., SS. 99—107; Kelter, a. a. O., SS. 29—33. 勿論嚴密な意味でこの閉鎖的な都市經濟の支配を考へることはできない。しかしこの段階では農民の剩餘生産物の販賣市場は都市にあつたのであつて、大中小の都市は程度の差はあれ、中世的な規制をもつてこれたのぞんだのである。この點でケルターが農村市場が都市の確立とバルントールの農民への攻撃によつてその成長をはばまれたといつてゐることは興味深い。また米川伸一氏のかかれた『中世イギリスにおける

「農村市場」の成立』によればイギリスにおいては特權都市に對し、十三世紀から貨幣地代の擴大と共に廣範な農村市場の成立がみられ、さらに十五世紀にはそれら特權都市の凋落、農村市場から新しい市場町の出現が起るといふ(社會經濟史學二十卷三號)。この都市と農村の關係のドイツとイギリスとの歴史的な發展の違つてゐることはこれ以上ふれ得ないが、領主と農民の生産關係における相違と共にドイツイギリスにおける王權の擴大強化とドイツにおける王權の弱體化、領邦君主の分權體制の強化とさう政治的事情も考慮する必要があることだすを指摘して見よう。Fritz Rörig, Ursachen u. Auswirkungen des Deutschen Partikularismus, 1937, SS. 24—29.

- (7) Heinrich Bechtel, Wirtschaftsstil des Deutschen Spätmittelalters, 1930, SS. 35—36.
 (8) Heinrich Kramm, Landschaftlicher Aufbau und Verschiebungen des deutschen Großhandels am Beginn der Neuzeit, gemessen an den Familienverbindungen des Großbürgertums, V. S. W. G., Bd. 29, S. 6; T. Mayer, D. W. M., SS. 80—89.
 (9) Kramm, a. a. O., S. 9; T. Mayer, D. W. M., S. 81; Aloys Schulte, Zur Handels- u. Verkehrsgeschichte Südwestdeutschlands im Mittelalter, Schmollers Jb. Bd. 27.
 (10) Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, 1922.
 (11) イギリス農民戰爭の歴史的意義 (4)

1922.

- (11) ウェーバー「前掲書」一一九頁。
 (12) H. Jecht, Studien zur gesellschaftl. Struktur der Mittelalterl. Städte, V. S. W. G., Bd. 19, S. 70. 王權と農民市民都市と地方的市場關係のある中規模の産業都市と露田商工業都市の二つの中世後期の都市を分類してゐる。
 (13) Ludwig Scheuermann, Die Fugger als Montanindustrie in Tirol u. Kärnten, 1929; J. Strieder, Studien zur Gesch. kapitalistischer Organisationsformen; Fridolin Fugger, Zum Verlagsystem als Organisationsform des Frühkapitalismus im Textilgewerbe, V. S. W. G. Beihft 11, 1927.
 (14) Engels, Nachtrag zum Bd. 3 des 'Kapital', Das Kapital, 1953, Bd. 3, S. 25.
 (15) Karl Marx, Das Kapital, Bd. 3, SS. 354—369.
 (16) T. Knapp, a. a. O., S. 67; Smirin, a. a. O., SS. 50—51; Kius, a. a. O., SS. 138—146. 封建的じかんの地産物は異な、當時の輸出品ライ麥は西南ドイツでは生産された。ドイツは異な、當時の輸出品ライ麥は西南ドイツでは生産された。
 (17) T. Knapp, a. a. O., S. 65; Dinlage, F. W., S. 8. ノルマンンでは大部分が穀物による賃租であつた。ノルマンンンタナジツクス。 Quellen zur Verwaltungs- u. Wirtschaftsgeschichte der Grafschaft Hohenberg (1381—1454), bearbeitet by Karl Otto Müller, SS. 155—278.

ル)でも現物買租が支配的である。 Johannes Schultze, Zur Getreidepolitik in Hessen unter Landgraf Philipp dem Großmütigen (1518—1567) V. S. W. G., Bd. II, S. 191. 買租はたゞ現物であり、方伯ノットマンはそれを貯蔵し飢饉の時これを安値で放出した。 W. Merk, a. a. O., SS. 188—205. ボーレン湖畔のメーレンメントは十カ州にノットマンへの負擔十分の一税まで現物で納めてきた。

- (81) Kramm, a. a. O., S. 6; Bechtel, a. a. O., SS. 91—98.
- (87) Bechtel, *ibid.*, S. 93.
- (82) *Ibid.*, S. 94; J. Schultze, a. a. O., S. 191.
- (81) Bechtel, *Ibid.*, S. 94.
- (83) *Ibid.*, SS. 94—95.
- (82) *Ibid.*, S. 95.
- (84) Kramm, a. a. O., S. 8; Kelter, Die wirtschaftl. Ursachen des Bauernkrieges, Schmollers Jb. Bd. 65, S. 672.
- (85) Theodor Neubauer, Wirtschaftsleben im mittelalt-erl. Erfurt, V. S. W. G., Bd. 12, S. 526.
- (86) Kius, a. a. O., SS. 154—157.
- (87) Kelter, W. U. B. K., S. 673; Bechtel, a. a. O., S. 98.
- (88) Quellen z. V. u. W. G. H., SS. 153—278. 十五世紀

の生産物地代維持若しくは貨幣地代への逆行の試みとして Kelter, D. W. U. B. K., S. 34; I. Bog, a. a. O., S. 59. 貨幣地代の場合はルースを産する諸国に引寄せられた。

- (83) Kelter, D. W. U. B. K., SS. 675—676.
- (82) *Ibid.*, SS. 671—674.
- (81) Bechtel, a. a. O., S. 97; Neubauer, a. a. O., S. 527.
- (83) Kelter, D. W. U. B. K., SS. 671—673; I. Sternegg, Bd. 3/2, S. 320.
- (82) Kelter, *ibid.*, S. 672.
- (81) *Ibid.*, S. 675; Zimmermann, a. a. O., Teil 3, S. 529. ノットマンへの市民の四カ條の要求の中には穀物の投機業者反對、自由市場の要求がなされてくる。
- (80) Franz Bastian, Das wahre Gesicht des „Vorkapitalistischen“ Kaufmanns, V. S. W. G., Bd. 24, S. 26.
- (80) Kelter, D. W. U. B. K., S. 676.
- (80) Kius, a. a. O., SS. 140—144. 他の場合とは變化が殆ど無い。
- (80) Lütge, D. B. G., S. 19.
- (80) 伊藤榮「前掲論文」三三一—三四頁。しかし同じスイスのノットマン村の一六六八年のドイツ小麥收穫率は六・七倍であるがノットマン・ヘルツェルでのドイツ小麥は五・六十倍である。

- (84) Belowt, Problem..., SS. 70—72; Heinz Kammitzer, Zur Vorgeschichte des Deutschen Bauernkrieges, S. 15, Abel, a. a. O., S. 52. 中世紀末には六月休耕地となりてから七・八月の犁返し、十一月冬穀の刈株の犁返しを合せ五回の犁耕労働が行われた地方もあるとニコロフは指摘している。テューリンゲンではランデメンの所領においては肥料を多くすることが領主側の要求であった。家畜の糞は最善の肥料であり糞はそれに次いだ。 Kius, a. a. O., SS. 120—121.
- (84) Das Konstanzer Kaufhaus, bearbeitet v. H. Kimmig u. P. Ritter, 1954, S. 41.
- (84) Elsas, Umriss einer Geschichte der Preise und Löhne in Deutschland, 1936, Bd. 1, SS. 77—79. ハンガムは人口数と生活必需品の價格の關係についてこういっている。「長期的な價格運動の諸原因は複雑な性格のものであり、唯一の原因に歸せられぬことは疑いない。しかし人口の増減は本質的な役割を果たしたように思える。人口運動の價格への影響は古くは今日とは違っていた。一都市の人口数の増加とそれに伴う生活手段の消費の増大は價格騰貴をまねき、劣悪若しくは遠隔の土地が需要の爲利用されるを得なくなった。價格が騰貴すればそれだけ人口の増大がみられる。これは生産条件において農業技術の改善による構造的變化のない時代のことである。」
- (83) Elsas, Umriss einer Geschichte der Preise u. Löhne in Deutschland, 1949, SS. 8—13.
- (44) メンシンの十カ條の農民綱領の九カ條には「我等ノ利益

ドイツ農民戦争の歴史的意義 (上)

- トナン適當な所を「剩餘生産物を自由に販賣することを要求する」の「メーレンメント」の農民共同體として富農が穀物の自由販賣を要求している。 Kelter, D. W. U. B. K., S. 33; Kius, a. a. O., SS. 154—157.
- (84) Sammlung der Württemberg. Gesetze, Bd. 12, 13, 14. Zit. v. Kelter, D. W. U. B. K., S. 679.
- (84) Neubauer, a. a. O., S. 546. ハンガムでは近隣の貧しい農民は鹽、薪、木炭を市場へ賣り、メーレンメントを始め生活手段を買っている。 Kelter, Preisregelung, SS. 30—31; Vgl., D. W. U. B. K., S. 677.
- (84) Hermann Wopfner, Urkunden zur deutschen Agrar-geschichte, 1928, S. 362 f.
- (84) Kelter, D. W. U. B. K., S. 673.
- (84) Neubauer, a. a. O., S. 527.
- (83) *Ibid.*, S. 526.
- (82) *Ibid.*
- (82) W. Merk, a. a. O., S. 193, anl. 8, S. 195.
- (82) Otto Stolz, Zollwesen u. Handelsverkehr in Tirol in alter Zeit, Tiroler Wirtschaft in Vergangenheit u. Gegenwart, 1951, S. 63.
- (82) I. Sternegg, a. a. O., Bd. 3/2, S. 326; Kelter, Preisregelung, S. 105.
- (82) I. Sternegg, *ibid.*, SS. 340—342.
- (82) *Ibid.*, S. 341; W. Merk, a. a. O., S. 204.

- (75) Ibid., S. 195. ヴィーンの園藝地と自由な土地保有の存在について。
- (76) Hans Nabholz, Zur Frage nach den Ursachen des Bauernkrieges 1525, Sozial-u. Wirtschaftsgeschichte, Gedächtnisschrift für G. v. Below, S. 234.
- (77) Quellen z. V. u. W. G. H., S. 22. ヴィーンは葡萄の收穫の時の壓搾所建設費が支出を要する。この使用料も現物即ち葡萄酒でもした。ノランタンのインペリアル地方のホルハーゲン村の十四六年の判決書とは休閒地を壓搾所を領主が建てる使用料として葡萄酒を徴収する。F. W., S. 21, Nr. 4.
- (78) I. Sternegg, a. a. O., Bd. 3/2, S. 326; Kelter, D. W. U. B. K., S. 38. Bechtel, a. a. O., S. 114.
- (79) Bechtel, a. a. O., S. 37, anh. 16.
- (80) T. Knapp, a. a. O., S. 55; Richard Krzymowski, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, 1939, S. 102, 105, Below, Problem....., S. 72.
- (81) Krzymowski, ibid., S. 105 f.; T. Knapp, ibid., S. 55. 母語訳「植民地史」4頁。
- (82) Krzymowski, ibid.
- (83) Ibid., S. 106 f.; I. Sternegg, a. a. O., 3/1, SS. 322—325.
- (84) Krzymowski, S. 106, SS. 150—152; Below, Problem....., S. 71 f. 瀬田「植民地史」十四—十五頁。
- (85) I. Sternegg, a. a. O., S. 324.
- (86) Ibid., anh. 2, Grimm, Weistümer, Bd. 6, S. 246 (Schwabach) ibid., anh. 3, Gr. W., Bd. 6, S. 265 (Pfaunloch).
- (87) Ibid., S. 335; Bd. 3/2, S. 119.
- (88) Furger, a. a. O., S. 80.
- (89) I. Sternegg, Bd. 3/1, SS. 320—326, S. 335 f. Bd. 3/2, S. 119. ボーデン湖南部の嶺の地方の諸都市が他地方から穀物を移入してその間にその間に示唆するが、確實な史料はない。I. Sternegg, Bd. 3/1, S. 335, anh. 1. 一三六九年ハンザのインペリアル村の判決書とはヴィーンの持分地は九年に一回の半の半にその園地を支配するに及ぶ。
- (90) Krzymowski, a. a. O., S. 152.
- (91) Neubauer, a. a. O., S. 526.
- (92) Bechtel, a. a. O., S. 114, anh. 9.
- (93) I. Sternegg, a. a. O., SS. 348—349; Kius, a. a. O., SS. 151—153.
- (94) I. Sternegg, ibid., S. 350.
- (95) Ibid., SS. 360—362.
- (96) Ibid., S. 350, anh. 2.
- (97) Kius, a. a. O., S. 158.
- (98) I. Sternegg, a. a. O., SS. 366—368.
- (99) Ibid., S. 348, anh. 2.
- (100) Ibid., S. 351.
- (101) Kius, a. a. O., SS. 146—154. 母語訳より分益小作の

- 方が利益がよくなるが、分益小作への移行の原因である。
- (102) I. Sternegg, a. a. O., Bd. 3/1, S. 355.
- (103) Ibid., S. 353, anh. 1, Gr. W. Bd. 4, S. 14, W. Stetten (Franken) 1409; ibid., anh. 2, ibid., Bd. 3, S. 463, W. Carb, (Wetterau) 1499.
- (104) Bechtel, a. a. O., S. 114, anh. 9. ハンズとオーストリアのインペリアル村の判決書とは「葡萄園」半分の園地を販賣する。
- (105) Günther Franz, Der deutsche Bauernkrieg, Aktenband, 1935, SS. 346—348, Nr. 174.
- (106) I. Sternegg, a. a. O., S. 359 f.; Kelter, D. W. B. U. K., SS. 662—665.
- (107) I. Sternegg, ibid., anh. 2, Gr. W., Bd. 1, S. 513, W. Birgel; ibid., S. 377. 分益小作の100—1100畝を1000畝程度の園地とする。
- (108) Kelter, a. a. O., S. 664 f.
- (109) Hektor Ammann, St. Gallens Wirtschaftsstellung in Mittelalter, S. u. W. G., Gedächtniss. f. G. v. Below, S. 136.
- (110) Kramm, a. a. O., S. 7.
- (111) Ibid.; Ammann, a. a. O., S. 136; Furger, a. a. O., SS. 58—64, SS. 76—84.
- (112) Kramm, ibid.; Ammann, ibid., S. 138.
- (113) Ammann, ibid.
- (114) Kramm, a. a. O., S. 20.
- (115) Furger, a. a. O., S. 76; Ammann, a. a. O., S. 138, S. 140; T. Mayer, D. W. G. M., SS. 88—96.
- (116) Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte der Neuzeit, 1928, S. 171.
- (117) T. Mayer, D. W. G. M., S. 98; Kulischer, ibid.
- (118) Furger, a. a. O., S. 70. 瀬田「植民地史」巻末の「職園と特産」社会經濟史論「十一卷十一・二號」一六二頁「Kramm, a. a. O., S. 20.
- (119) Furger, a. a. O., S. 79, 81, 84, 91, 96, 101, 102.
- (120) Ibid., SS. 96—98; Hermann, Wopfner, Zur Geschichte des bäuerlichen Hausgewerbe in Tirol, Tiroler Wirtschaft, SS. 204—208.
- (121) Furger, a. a. O., S. 98; T. Mayer, D. W. G. M., S. 97.
- (122) Wopfner, a. a. O., S. 208.
- (123) Furger, a. a. O., S. 97.
- (124) Ibid., S. 83, SS. 95—102.
- (125) Ibid., S. 91.
- (126) Ascan Westermann, Zur Geschichte der Memminger Weberzunft u. ihrer Erzeugnisse, V. S. W. G., Bd. 12, S. 583.
- (127) Ibid. メンメンの都市手工業者による農村織工への歴史的な大商人の壓力と農村職工の抵抗により阻止された。なお

當時都市近郊で都市ツンフトが農村織工をもツンフトの強制内
にくみ入れようとしていた。Ibid., S. 582; Wopfner, a.
a. O., S. 205.

(10) Furger, a. a. O., S. 95, 102, 105.

(11) Maurice Dobb, Studies in the development of
Capitalism, 1961, pp. 138—151; Marx, Das Kapital, Bd.
3, SS. 366—369.

(12) Marx, ibid., SS. 366—368. 先にあげたティロル、スイ
スのおびただしい零細土地保有者の存続を想え。Dobb, op.
cit., pp. 150—151.

(13) Furger, a. a. O., S. 95, S. 102; Marx, ibid., S. 367.
「商人こそ剰餘価値の最大部分をポケットに入れる本来の資本
家である」長谷部文雄譯岩波版九分冊四七六頁。

(14) ティロルのメラン綱領第二十八條は明白に農村工業への壓
迫をやめ、ツンフトを解散することを要求している。Wopfn-
er, a. a. O., S. 205; Kurt Kaser, Die Ursachen des
Bauernkrieges, V. S. W. G., Bd. 9, S. 581. さらにチエー
リヒ市禁制區域の農村工業の盛んなグリュニンゲンの農民の陳
情書にも、都市當局の農村の經濟關係への干渉についての一項
目がある。Nabholz, a. a. O., S. 234.

(一九五七年一月十日)

月刊 三色旗 三月號

フェノローサの墓……………	岩崎良三
西田先生のこと……………	務台理作
起承轉結……………	吉田啓一
絞首刑か、縊首刑か……………	手塚豊
小林一三先生を偲んで……………	藤本眞澄
三十二年豫算原案に關する解釋と疑問……………	高木壽一
政治的關心と政治的貧困……………	中村菊男
フランスとベルギー……………	大出晁
生活と色彩……………	金澤壽吉
株式の偉力……………	米津昭子
近代音樂の黎明・バロック音樂の性格……………	村田武雄

——音樂講座(三)——

◇定價一部三〇圓・一年三六〇圓・書店へ直接御申込下さい。

發行所 東京都高輪局 三田豊岡町八 慶應通信

(振替東京一五五四九七番)